勝山公園鴎外橋橋詰広場への公園施設設置に関する マーケットサウンディング

募集要領

平成 28 年 1 2 月 1 日

I マーケットサウンディングの概要

1 背景

(1) 勝山公園鴎外橋橋詰広場について

勝山公園の東側は紫川に面しており、川にかかる橋と公園の結節点となる橋詰広場は小倉都心部からの来園経路として勝山公園のエントランス空間としての機能を有しています。

勝山公園の橋詰広場のうち鴎外橋橋詰広場は小倉の商業地区から小倉城を遠景 に鴎外橋を渡り、小倉城などの公園施設や大型商業施設リバーウォークへと至る歩 行者動線の結節点として恒常的な人の流れがあります。

鴎外橋橋詰広場周辺は、都市空間を流れる紫川の河川景観を一望できる広場であり、勝山公園のエントランス空間でもあることから、北九州市のシンボル公園の顔となる整備及び活用が求められています。

北九州市では「鴎外橋橋詰広場」において、上記の位置づけにふさわしい公園利用者へのサービス提供を行うための施設を民間活力の導入により整備し、公園利用者の利便性を向上するとともに、都心におけるオープンスペースとして、さらなる魅力向上を図りたいと考えています。

つきましては、鴎外橋橋詰広場における公園施設整備への民間活力導入の事業者 公募を検討するに先立ち、民間の自由な発想に基づく幅広い事業アイデア、さらに、 事業条件についての民間の意向等を把握し、事業者公募における条件整備に役立て ることを目的に、マーケットサウンディングを実施します。

※別紙1「勝山公園鴎外橋橋詰広場整備の方向性」参照

(2) 勝山公園の概要

勝山公園は都市公園法上、「総合公園」に位置づけられる都市公園であり、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。

さらに勝山公園はその立地、規模、敷地の内外に紫川や小倉城など様々な資源を有することから、都市の潤いや市民憩いの場、防災等の機能はもとより、都市のシンボルとしての役割も担っています。また、多彩な集客イベントの場として活用されることで、中心市街地の活性化にも寄与することを目的としています。

(3) 社会実験の実施及び検証結果

鴎外橋橋詰広場周辺は勝山公園内でも人通りが多い箇所であるものの、その地理 的優位性や河川景観を望む景観的優位性が十分に活かされていないといった課題 を有していました。

広場活用の可能性を検討するため、勝山公園における通行量調査や移動販売車による飲食物の販売の社会実験を行いました。

※別紙2「勝山公園通行量調査」、別紙3「紫川のオープンカフェ CanalViola 社

会実験報告書」参照

2 募集の目的

勝山公園鴎外橋橋詰広場の再整備工事に合わせ、飲食物販機能を有する公園施設を設置し、河川景観を眺めながらくつろげる空間を創出することを目的として、民間活力の導入を検討しています。

民間活力の導入手法については、民間事業者の意向や公園への評価・期待、官民の役割分担、事業実施に向けての課題等を踏まえた検討が必要であり、今回の民間発案募集により、民間事業者に幅広くご意見を伺うことで、今後の民間事業者の公募に向けた条件を整理することといたします。

3 募集する内容

民間発案募集後の正式な民間事業者の公募に当たっては、現時点では、事業方式 について、以下の通りで公募することを想定しています。これ以外にも良い提案が あれば、それを含めた検討を行いたいと考えていますので、民間事業者のこれまで の経験やノウハウを活かした幅広い提案を期待しています。

【現在想定している事業方式】

・「民間事業者による公園施設の設置・管理」

勝山公園鴎外橋橋詰広場内に新たに設置する飲食物販機能を有する常設の公園施設を都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可により民設民営するものです。施設整備、運営における官民の負担割合や役割分担については別紙5-3「官民分担案」の $A\sim C$ のいずれかを想定しています。 $A\sim C$ のいずれが望ましいか、また当該役割分担で事業を行う場合のメリットや課題等についてご意見、ご提案ください。 $A\sim C$ に例示している分担案以外の提案も可能です。

4 事業条件等

(1) 事業対象地

公園施設が設置可能なスペースは、別紙3「勝山公園鴎外橋橋詰広場周辺平面計画図(案)」のうち、赤破線の区域となります。また、現在、北九州市が想定している施設の規模や設置位置も参考として別紙に示しています。

ただし平面計画図(案)は構想段階のものであり、施設の規模や設置場所についても提案可能です。また、施設の建築面積については 200 ㎡程度を想定して図示していますが、200 ㎡を超える又は 200 ㎡に満たない提案も可能です。

(2) 公園を使用する上での条件

飲食物販機能を有する区域以外の公園の使用に当たっては,都市公園法等法令で定めるもののほか、原則として次の掲げる各事項に適合する必要があります。

- ●公園の利用者に著しく支障とならないこと。
- ●事故の発生の恐れがないこと。
- ●大音量の騒音を発生しないこと。
- ●専ら、営業のための宣伝、物品販売等営利を目的としないこと。
- ●都市公園の設置目的に照らして、その行為が妥当であると認められること。
- ●その他,公園管理上支障とならないこと。

(3) その他

現時点で想定している実際に実施する募集要項については、別紙 5 「(参考) 北 九州市勝山公園鴎外橋橋詰広場 公園施設設置管理事業者の募集要項 (素案骨子)」 を参照してください。

なお、別紙5は、民間発案に当たっての前提条件ではありませんので、これに対するご意見等(官民の役割分担、使用料等)があればご提案ください。

Ⅱ マーケットサウンディング募集の手続き等

1 スケジュール

スケジュールは下記を予定しています。

項目	時期
民間発案募集要領の配布	平成 28 年 12 月 1 日 (木) ~12 月 22 日 (木)
質問の受付及び対応	平成 28 年 12 月 1 日 (木) ~12 月 22 日 (木)
事前説明会	平成 28 年 12 月 9 日 (金)
サウンディング参加申込の受付	平成 28 年 12 月 15 日 (木) ~平成 29 年 1 月 10 日 (火) (必着)
提案事業者との個別対話	平成 28 年 12 月 15 日 (木) ~平成 29 年 1 月 17 日 (火)
実施結果の公表	平成29年1月末(予定)

2 マーケットサウンディング募集要領の配布

民間発案募集要領は、下記の期間、北九州市のホームページに掲載しますので, ダ ウンロードして入手してください。

【HPアドレス】http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/05900124.html 【掲載期間】 平成28年12月1日(木)~12月22日(木)

3 質問の受付及び対応

募集要領等に対する質問は、下記の電子メールにて、随時受け付けます。質問への回答はメールにて返信するとともに、北九州市ホームページに掲載します。なお、1社での提案も複数社での提案も可能ですが、複数社で提案する場合には、質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

【質問受付期間】 平成28年12月1日(木)~12月22日(木)

4 事前説明会

主に調査の目的、提案対象エリアの概要及びサウンディングの実施方法等について、次のとおり机上・現地説明会を開催します。

【開催日時】平成28年12月9日(金)

【開催場所】北九州市役所内会議室

(受付場所等の詳細は、参加申込者宛て、別途、お知らせします。)

【参加申込方法】

- 電子メールにて、
- ●法人名
- ●法人住所
- ●担当者 部署役職名、氏名、電話番号、メールアドレス
- を記入のうえ、連絡先電子メールアドレスken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jpに 送信してください。
- ・電子メールの件名は、「勝山公園鴎外橋橋詰広場マーケットサウンディング説明 会参加申込(法人名)」としてください。

【申込期限】平成28年12月7日(水)午後5時必着

【留意事項】

- ・参加については、参加法人1法人につき、最大3名までとします。
- ・多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻等の変更を行うことがあります。
- ・説明会当日には、本実施要領は配布しないので、各自持参してください。
- ・机上・現地説明会に不参加の場合であっても、サウンディングへの参加申込(提案)は可能です。

5 サウンディング参加申込みの受付

(1)参加申込方法

・「提案書(様式自由)」を下記連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、提案書の受理後、順次、提案事業者と個別対話を行いますので、出来るだけ早めに提出いただきますようお願いいたします。

【提出期間】 平成28年12月15日(木)~平成29年1月10日(火) 午前9時~午後5時00分(必着)

(2)提案書の作成方法

概略提案書には以下の項目を記載してください。

なお、【必須項目】については必ず記載してください。

様式は自由としますが、提案書には見出しをつけるなど、記載箇所が分かりやすいようにしてください。

【必須項目】

- ●提案者の概要(住所、団体名、代表者職・氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレス、担当者名)
- ●事業内容(飲食物販物の種類・価格の概要、施設管理及び運営の概要、官民の 役割・リスク分担など)
- ●収支の想定(市へ支払う使用料等が、条例に定める額では困難な場合は、その額の提案も可能とします。)
- ●公園施設設置費用の官民負担割合及び設置にあたっての役割分担
- ●公園施設の配置図及び面積
- ●公園施設のイメージ写真等

【任意事項】

- ●公園レイアウトや公園に望ましい機能等に関する意見
- ●勝山公園に対する事業者からみた印象
- ●鴎外橋橋詰広場以外の場所での事業可能性
- ●別紙5「募集要項素案骨子」に対する意見
- ●その他、事業者が行うことが出来る公園や周辺への貢献など

5 提案事業者との個別対話

概略提案書の受理後、概略提案書を踏まえ、幅広く意見交換を行う場として、下 記の期間,提案事業者との個別対話を行います。なお、個別対話は複数回行う場合 もあります。

個別対話の実施日時については、個別に調整させていただきます。

【開催期間】平成28年12月15日(木)~平成29年1月17日(火)

【開催場所】北九州市役所内会議室

6 サウンディング実施結果の公表

サウンディングの実施結果については、参加事業の名称やアイデア及びノウハウの保護に配慮したうえで、とりまとめ次第、北九州市ホームページにて要旨を公表します。

【公表時期】 平成29年1月末予定

7 民間発案募集後について

民間発案の提案内容を踏まえ、平成29年4月頃、民間事業者の公募を行うこと を想定しています。

なお、本民間発案募集は、事業を実施する民間事業者の募集ではなく、北九州市 が勝山公園鴎外橋橋詰広場における再整備のあり方を検討する上で、参考となる提

案(民間発案)の募集です。

そのため、今回の募集において提案した民間発案が採択された場合であっても、 その後の公募の結果によっては事業を実施する事業者となれない可能性がある点 にはご留意ください。

8 その他

(1) 民間発案募集手続きの非公開・非公表

今回の民間発案募集手続きに際して、ノウハウ等の流出を懸念する民間事業者に 配慮して、提案を行った民間事業者の名称、概略提案書は原則として非公開・非公 表とします。

ただし、民間発案の有無及び民間発案があった場合の提案数については情報を公表することを想定しています。また、北九州市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合には、提案事業者に事前に連絡した上で、条例に定める範囲内において公開する場合があります。

(2) 民間発案に対する民間事業者のメリット又は優遇措置

民間事業者が民間発案を提出するメリットとして、提案内容が事業者公募の際の募集条件等に採用されることで、提案事業者は公募時に有利に検討できる可能性があります。

そのため、今回の民間発案への提案による、事業者公募時の審査上の優遇措置(加 点評価等) は行わないこととします。

(3) 民間発案による義務や制限等

今回の民間発案を提出することにより、事業者公募時において、事業を実施する 義務や提案書の提出義務、事業内容や体制等の制約(例えば、民間発案と異なる事 業内容や別の体制での提案を制限することなど)等が生じることは一切ありません。

(4) 費用及び著作権

民間発案に関して必要な費用は、提案事業者の負担とします。

また、北九州市が提示する資料の著作権は北九州市及び作成者に帰属し、提案事業者の提出する書類の著作権はそれぞれの提案事業者に帰属します。

問い合わせ先及び提出窓口

北九州市小倉北区城内1丁目1-1(北九州市役所11階)

北九州市建設局公園緑地部緑政課

TEL 093-582-2466 FAX 093-582-0166

E-mail: ken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp

受付日時:土曜、日曜、祝日を除く午前9時30分から午後5時00分まで